

豊川市教育振興事業費補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市教育振興基金条例（昭和53年豊川市条例第12号）第1条に規定する目的を達成するため、予算の範囲内において実施する教育振興事業費補助事業（以下「補助事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の区分)

第2条 補助事業は、次のとおり区分する。

- (1) 中学校文化部活動大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）
- (2) 全国大会等出場激励金（以下「激励金」という。）

2 前項各号に掲げる補助事業の内容及び交付対象は、別表第1のとおりとする。

(奨励金等の額)

第3条 奨励金及び激励金の額は、別表第2のとおりとする。

(奨励金又は激励金の交付)

第4条 奨励金又は激励金の交付を受けようとする者（激励金の交付を受けようとする者が未成年であるときは、その保護者）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（申請者が団体である場合にあっては、所在地及び名称）
- (2) 参加する大会の名称及びその趣旨
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付決定をし、奨励金又は激励金を交付する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和53年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は昭和56年7月1日から施行する。

附則

この要綱は昭和60年8月15日から施行する。

附則

この要綱は昭和63年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成元年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成2年12月1日から施行する。

附則

この要綱は平成16年6月1日から施行する。

附則

この要綱は平成20年8月1日から施行する。

附則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は令和5年10月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。